

子ども・子育て支援新制度
未移行幼稚園をご利用の方へ

保 存 版

(令和6年9月発行)

【令和7年度入園の方へ】

※この冊子は、在園中お使いいただくため、大切に保存してください。

※最新版は、市HPにて掲載していますので、あわせてご確認ください。

幼児教育・保育の無償化のお知らせ



1. 施設等利用給付認定の申請について
2. 施設等利用給付認定の内容変更について
3. 施設等利用給付認定の現況届について
4. 施設等利用費の無償化について
 - ↳① 授業料(保育料)+入園料
 - ↳② 預かり保育料補助
 - ↳③ 授業料・入園料に係る第3子補助(小牧市独自補助制度)
 - ↳④ 副食費補助

小牧市 こども未来部 幼児教育・保育課

TEL:0568(76)1130 〈直通〉

幼稚園における幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月より私立幼稚園の授業料等を支援する幼児教育・保育の無償化事業を実施しています。無償化の対象となるには、施設等利用給付認定を子どもの保護者が居住する市町村において受ける必要があります。以下の説明をよくお読みいただき、通園先の幼稚園にて手続きを行ってください。

1. 施設等利用給付認定の申請について

幼稚園へ入園の際には、あらかじめ「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設	支給に係る事業
1号認定 (満3歳入園～)	満3歳以上の就学前の子どもで、 2号・3号認定以外のもの	・幼稚園 ・特別支援学校等	
2号認定 (年少～)	<u>満3歳に達する日以後最初の 3月31日を経過した就学前の 子ども</u> で、2頁「保育を必要とする事 由(別表)」に該当するもの	・幼稚園 ・認定こども園 ・特別支援学校	・ <u>預かり保育事業</u> ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポー ト・センター事業
3号認定 (満3歳入園の 年度のみ)	<u>満3歳に達する日以後最初の 3月31日までの間にある就学前の 子ども</u> で、2頁「保育を必要とする事 由(別表)」に該当するもののうち、保 護者及び同一世帯員が <u>市町村民 税世帯非課税者</u> であるもの	(満3歳入園児は3号、 年少児から2号)	

◆申請に必要な書類

○施設等利用給付認定(変更)申請書

○2・3号認定申請時のみ「保育を必要とする事由(別表)」を確認する書類(2頁参照)

○申請書に記載の世帯全員のマイナンバーカード又はマイナンバー付き住民票

※マイナンバー付き住民票を持参の方は、申請書を提出に来る保護者の本人確認ができるもの(運転免許証など)もお持ちください。

※書類は各幼稚園又は市役所で配布しています。また、「保育を必要とする事由(別表)」を確認する書類はHPからもダウンロードできます。

◆認定までの流れ

①幼稚園の入園日以前に幼稚園へ上記申請書等の提出が必要です。

②市で認定を行い、幼稚園へ「施設等利用給付認定通知書」を送付します。

③幼稚園から保護者の方へ「施設等利用給付認定通知書」をお渡しします。

※「施設等利用給付認定通知書」は、今後支払い等で認定内容を確認することもありますので、大切に保管してください。

◆保育を必要とする事由（別表）

認定要件	具 体 的 内 容	提 出 書 類 (児童1人につき1枚必要)
就 労	月60時間以上労働をすることを <u>常態</u> としていること	◎就労証明書 ・直近3か月の実績が記入されているもの。実績が記入できない場合は、後日3か月分の給与明細書の写しを提出 ※内 職:内職の実態がわかるものを添付 ※自営業:確定申告書の写し(場合によっては開業届の写し及び <u>収入</u> が確認できる書類)
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合 (24週を迎えた翌月の1日から出産後2か月後の月末まで)	◎親子健康手帳(母子手帳)の写し (発行日付のあるページ並びに <u>分娩予定日の記載があるページ</u> の写し) ※妊娠 24 週に入る前までの方は、保育の必要性の証明として診断書が必要です。
疾病・障がい	医師が作成した診断書等により保護者の疾病もしくは負傷が確認でき、保育が困難な状態にあること	◎診断書(市指定様式を使用してください) (3か月以内のもの、診断名だけでなく <u>保育の可否が確実に確認できるもの</u>) ※医療費受給者証、診察券、お薬手帳等は不可
親族等の介護・看護	月60時間以上親族を介護・看護することを常態としていること	◎介護・看護に関する申立書(市指定様式を使用してください) (3か月以内のもの、診断名だけでなく介護が必要なことが <u>確実に確認できるもの</u>) ※医師に診断書欄を記入してもらう必要があります。 ※被介(看)護人が手帳もしくは介護保険被保険者証の交付を受けており、かつ市外に住んでいる場合は、その写しを添付してください。 ※医療費受給者証、診察券、お薬手帳等は不可
就 学	学校教育法に定める学校等へ月60時間以上就学することを常態としていること	◎在学証明書 ◎時間割表等(授業日数及び時間が分かるもの) ※職業能力開発促進法等に定める職業訓練施設への通所を含みます。
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること	※幼児教育・保育課にご相談ください。
求職活動	就労する意思があり、求職活動に専念していること	◎求職活動申立書 ※利用申請後に雇用が決定した場合は、すみやかに就労証明書を提出してください。 ※求職活動で認定を受けた場合は、認定日から2か月以内に就労証明書等の提出が必要となります。提出がない場合は、認定が取り消しとなります。
育児休業中	育児休業を取得していること	◎就労証明書 上記就労要件欄と同じ ※育児休業期間中の3号認定新規認定取得はできません。(他の要件で3号認定をすでに取得している場合は、育児休業期間中も継続して3号認定を受けることができます。)

常態として就労先がなく、社会的ボランティア活動、教育・教養的活動、スポーツに類する活動、生計費に寄与しない行為は保育を必要とする事由に該当しません。

2. 施設等利用給付認定の内容変更について

施設等利用給付認定の内容に変更が生じた場合は、速やかに市役所、又は各幼稚園へご連絡いただき、必要書類の提出をお願いします。変更が発生したにも関わらず、申告をしなかった場合や、虚偽の申告をした場合、認定が取消となり幼児教育・保育の無償化を受けられなくなることがあります。

なお、必要書類がすべて揃って幼稚園へ提出した日の翌月1日（1日提出の場合は当日）が『認定希望日（認定開始日）』となりますのでご注意ください。

【全員】

対象となる場合	変更内容	提出書類
市内で転居する場合	住所	●変更届
市外に転居する場合		無し ※在籍園へお伝えください
認定保護者が小牧市から住民票を移した場合（単身赴任等）	第一保護者	●変更届
婚姻または離婚した場合	世帯情報（世帯構成）	●変更届

【2・3号認定の方】※下表以外に要件の変更がある場合も書類の提出が必要です。

対象となる場合	変更内容	提出書類
仕事を辞めた場合	2号→1号	●変更申請書
勤め先を変更した場合	就労先	●就労証明書
月60時間以上の就労を満たさなくなった場合	2号→1号	●変更申請書
	就労→求職活動	●変更届
就労の要件で2号を取得していたが、妊娠した場合（24週目を迎えた翌月の1日～）	母：就労→妊娠・出産	●変更届 ●母子手帳の写し
妊娠・出産の要件で産後2か月後の月末を迎える場合	2号→1号	●変更申請書
妊娠・出産の要件で産後2か月後の月末を迎える方で育児休業を取得する場合	母：妊娠・出産→育児休業	●変更届 ●就労証明書
求職活動の認定期間内に就労先が決定した場合	求職活動→就労	●変更届 ●就労証明書

*保育を必要とする事由を確認する書類については2頁を参照してください。

*市外へ転出した場合、転出先の市町村で再度施設等利用給付認定を受ける必要があります。必ず各幼稚園へご相談ください。

3. 施設等利用給付認定の現況届について

年に一度、施設等利用給付認定に係る現況の確認を行います。

◆提出書類: 現況届 ※2・3号認定を受けている場合は、父母両方の「保育を必要とする事由」を証明する書類の添付が必要です(2頁参照)。

◆提出時期: 令和7年6月(予定) ※時期が近くなりましたら園を通してご案内します。

4. 施設等利用費の無償化について

①授業料(保育料)+入園料

施設等利用費(授業料+入園料)については、月額上限 25,700 円までを市が園に支払うことで、保護者が負担する費用が無償化されるものです。

このため、入園料を在籍月数で割った金額と、月額授業料を合計したものが、25,700 円を超えた場合には、保護者の実費負担が発生します。

例1) 4月に入園し、入園料が60,000円、毎月の授業料が20,000円の場合

入園料 60,000円を在籍月数 12 か月(4月～翌年3月)で割ると
 $60,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} = 5,000 \text{ 円}$ ……①

①と毎月の授業料の合計

$5,000 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円} = 25,000 \text{ 円}$ ……②

月額上限額 25,700 円と②を比べた結果、②の方が低いため、保護者負担は0円

例2) 4月に入園し、入園料が60,000円、毎月の授業料が30,000円の場合

入園料は例1と同じ計算方法で 5,000 円 ……①

①と毎月の授業料の合計

$5,000 \text{ 円} + 30,000 \text{ 円} = 35,000 \text{ 円}$ ……②

月額上限額 25,700 円と②を比べた結果、上限額の方が低いため、月額換算で9,300円保護者負担があります。

◆対象者: 施設等利用給付認定を受けている方

◆対象費用: 入園料を在籍月数で割った額と月額授業料の合計

※月額上限 25,700 円

※施設整備費・バス代等は除く

◆支払方法: 市から各幼稚園へ支払います。

※月額上限額以内であれば、保護者負担はありません。

※入退園及び転入出が月途中の日付となる場合、施設等利用費の支給額が変動し、保護者負担についても変動する場合がありますので、予めご承知おきください。

②預かり保育料補助

施設等利用給付認定2・3号を受けた場合、施設等利用費（授業料＋入園料）のほかに、預かり保育の利用料も無償化の対象となります。

◆対象者：施設等利用給付認定の2・3号認定期間中、幼稚園の預かり保育を利用された方

◆対象費用：「450円×利用日数（上限11,300円/月）」と「実際の利用料」のいずれか低い額
※夏休みなど長期休業期間も計算方法は同様です。
※おやつ代等利用料以外の費用は無償化の対象外です。
※一部の園では認可外施設等の利用料についても対象となる場合があります。

◆支払時期：第一期 1学期＋夏休み（4～8月分）10月頃支払予定
第二期 2学期＋冬休み（9～12月分）2月頃支払予定
第三期 3学期＋春休み（1～3月分）5月頃支払予定

◆支払方法：市から保護者の指定口座へ支払い
※時期が近くなりましたら幼稚園を通してご案内します。
幼稚園が発行する「預かり保育の領収書・提供証明書」は請求の際に必要となりますので必ず保管をお願いします。

市から保護者への支払いが完了した状態で、施設等利用給付認定2・3号の要件を満たさないことが分かった場合は、市へ対象外の期間の金額を払い戻していただく場合があります。

③授業料・入園料に係る第3子補助（小牧市独自補助制度）

施設等利用費（授業料・入園料）では月額25,700円が上限となりますが、小牧市では同一生計において出生順が3番目以降の子どもたちへ上限額を超えた授業料・入園料について補助を行います。

◆対象者：施設等利用給付認定を受けており、3番目以降に出生した子どもを幼稚園へ就園させている保護者
※対象となる方で途中退園をする場合は、退園前に幼稚園へお知らせください。

◆対象費用：入園料・授業料のうち、保護者が負担する額
※施設管理費やバス代等は、対象外です。

◆支払時期：年1回（翌年度4～5月）

◆支払方法：市から保護者の指定口座へ支払い

④副食費補助

幼稚園の教育時間内で提供される給食について、施設が徴収する副食料（おかず等）の提供に係る費用（副食費）について、小牧市の施設等利用給付認定を受けており、以下のいずれかの条件に該当する子どもに対して補助を行う事業です。

- ◆対象者：同一生計内で出生順に上から数えて3番目以降の子ども
市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の子ども
※下記の注意事項を必ずご確認ください。

市民税所得割額による判定についての注意事項

◇税額に係る控除について

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）や寄附金税額控除等の控除をする前の金額にて判定を行います。詳しくは7頁をご参照ください。

◇同居している祖父母について

税額による対象者については、父母の市民税所得割額の合算が77,101円未満の場合に対象となりますが、市民税の算出対象期間の年間総所得が父母合計60万円未満かつ、同居の祖父母がいる場合には、その同居祖父母のいずれか所得が高い方を家計主宰者とみなし、市民税所得割額の合算に含み判定を行います。

◆対象税額について

対象となる税額に関しては、「4～8月分」と「9～3月分」の副食費に対して、確認が必要な税額の年度が異なりますのでご注意ください。

対象副食費	基準日	確認年度
4～8月	R6.1.1	令和6年度
9～3月	R7.1.1	令和7年度

- ◆対象費用：幼稚園で提供された給食費のうち、副食の提供に要した費用
（月額上限4,800円）
※預かり保育時間中の提供分は対象外です。

- ◆申請時期：9月と3月ごろ、各園を通じて案内させていただきます。

- ◆支払時期：第一期（4～8月分）10月頃支払予定
第二期（9～3月分）4月頃支払

- ◆支払方法：市から保護者の指定口座へ支払い

◇住民税を給与から天引きされている方（主に、会社にお勤めの方）

※「税額控除前所得割額④」をご
確認ください。

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">主たる給与 以外の合算 所得区分</td> <td>営業等 所得</td> <td>農業 所得</td> <td>不 動 産 所得</td> <td>給 付 金 等</td> <td>譲 渡 所得</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総所得金額①</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>										主たる給与 以外の合算 所得区分		営業等 所得	農業 所得	不 動 産 所得	給 付 金 等	譲 渡 所得				総所得金額①																																																																																																																																																					
主たる給与 以外の合算 所得区分		営業等 所得	農業 所得	不 動 産 所得	給 付 金 等	譲 渡 所得																																																																																																																																																																			
総所得金額①																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">総所得③</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">山林所得</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">分離長期譲渡 所得</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 金</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">先物取引 所得</td> <td colspan="8"></td> </tr> </table>										総所得③										山林所得										分離長期譲渡 所得										分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 金										先物取引 所得																																																																																																																							
総所得③																																																																																																																																																																									
山林所得																																																																																																																																																																									
分離長期譲渡 所得																																																																																																																																																																									
分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 金																																																																																																																																																																									
先物取引 所得																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">配偶者</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">配偶者特別 控除</td> <td colspan="2">扶養 控除</td> <td colspan="2">老 人 配 分</td> <td colspan="2">扶養親族 区分</td> <td colspan="2">本人該当 区分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">扶養 基礎</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">特定 老人</td> <td colspan="2">特定 障害者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所得控除合計②</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">その他 控除</td> <td colspan="2">特定 障害者 控除</td> </tr> </table>										配偶者										配偶者特別 控除		扶養 控除		老 人 配 分		扶養親族 区分		本人該当 区分		扶養 基礎						特定 老人		特定 障害者		所得控除合計②						その他 控除		特定 障害者 控除																																																																																																																									
配偶者																																																																																																																																																																									
配偶者特別 控除		扶養 控除		老 人 配 分		扶養親族 区分		本人該当 区分																																																																																																																																																																	
扶養 基礎						特定 老人		特定 障害者																																																																																																																																																																	
所得控除合計②						その他 控除		特定 障害者 控除																																																																																																																																																																	
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">税額控除前所得割額④</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">税額控除額⑤</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">所得割額⑥</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">均等割額⑦</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">税額控除前所得割額④</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">税額控除額⑤</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">所得割額⑥</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">均等割額⑦</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別徴収税額⑧</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">控除不足額⑨</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">既充当額⑩</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">既納付額⑪</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">差引納付額（⑧－⑩、⑪）</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変更前税額⑫</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">増減額（⑧－⑫）</td> <td colspan="8"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">変更月</td> <td colspan="8"></td> </tr> </table>										税額控除前所得割額④										税額控除額⑤										所得割額⑥										均等割額⑦										税額控除前所得割額④										税額控除額⑤										所得割額⑥										均等割額⑦										特別徴収税額⑧										控除不足額⑨										既充当額⑩										既納付額⑪										差引納付額（⑧－⑩、⑪）										変更前税額⑫										増減額（⑧－⑫）										変更月									
税額控除前所得割額④																																																																																																																																																																									
税額控除額⑤																																																																																																																																																																									
所得割額⑥																																																																																																																																																																									
均等割額⑦																																																																																																																																																																									
税額控除前所得割額④																																																																																																																																																																									
税額控除額⑤																																																																																																																																																																									
所得割額⑥																																																																																																																																																																									
均等割額⑦																																																																																																																																																																									
特別徴収税額⑧																																																																																																																																																																									
控除不足額⑨																																																																																																																																																																									
既充当額⑩																																																																																																																																																																									
既納付額⑪																																																																																																																																																																									
差引納付額（⑧－⑩、⑪）																																																																																																																																																																									
変更前税額⑫																																																																																																																																																																									
増減額（⑧－⑫）																																																																																																																																																																									
変更月																																																																																																																																																																									

◇住民税を納付書で納めている方（主に、自営業等の方）

※6頁住宅借入金等控除や、寄附金控除
等が控除される前の市民税額が対象で
すので、ご注意ください。

通知書番号		年度	市民税・県民税課税明細書
氏名	住所	所得金額の内訳	所得金額
		給与所得	
		退職所得	
		雑所得	
		合計所得金額	
		所得控除額	
		所得控除合計	
		繰越損失	
		分離課税特別控除額	
		合計所得金額	
		市民税	
		県民税	
		減	
		年	
		給与	
		年金	
		差引	
		控除不足	
		差引	
		控除	

- ・基準日時点で住民票のあった市区町村にて税の申告を行った場合。
- ・確定申告の期限後に修正申告及び市民税の修正を行った場合。(控えをお持ちください)
- ・税務署で修正申告を行った場合。(控えをお持ちください)
- ・海外単身赴任等、海外での所得等がある方。
- ・期限までに申告できない場合。